

岐阜大学同窓会連合会会則

(名称)

第1条 この会は、岐阜大学同窓会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、岐阜大学（以下「大学」という。）の各学部等同窓会（以下「学部同窓会」という。）の連合組織として、大学との連携及び学部同窓会相互の交流を図ることにより、大学及び学部同窓会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学と学部同窓会との連携事業の推進
- (2) 学部同窓会相互の交流，連携の推進
- (3) 学部同窓会への大学の情報提供
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

(正会員)

第4条 本会は、次に掲げる学部同窓会組織等をもって正会員とする。

- (1) 教育学部同窓会
- (2) 森の会（地域科学部同窓会）
- (3) 医学部同窓会
- (4) 医学部看護学科同窓会
- (5) 工業倶楽部（工学部同窓会）
- (6) 各務同窓会（応用生物科学部同窓会）

2 前項に定めるもののほか、大学役員、教職員及びこれらの職にあった者で、本会の趣旨に賛同する者は、正会員とする。

(賛助会員)

第5条 本会の事業に連携、協力できる団体及び個人は、賛助会員として本会に加入することができる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 幹事 副学長1名及び学部各同窓会から各1名
- (4) 会計監事 2名（学部同窓会の持ち回りとする。）

(役員を選任)

第7条 会長は、学部同窓会の推薦に基づき、総会において選任する。

2 副会長、幹事及び会計監事は、会長の推薦に基づき、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、本会と学部同窓会との連絡調整を図るとともに、幹事会を構成し、会務の執行上重要な事項を審議する。

4 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 期間は、4月1日から翌々年の3月31日までとする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、臨時総会及び幹事会とする。

(総会及び臨時総会)

第11条 総会は、第6条に掲げる役員をもって組織する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員の仕事に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

3 総会は、毎年1回(創立記念行事開催日)、臨時総会は、必要の都度、会長が招集し、その議長となる。

4 総会は、第1項に掲げる役員の仕事の過半数の出席により成立し、議事は過半数の賛成により決定する。

(幹事会)

第12条 本会に、正会員との連絡調整を図るため、幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き幹事の仕事の互選により選出する。

3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 賛助会員の入会及び退会
- (2) 総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 幹事会は、幹事の仕事の過半数の出席により成立し、議事は過半数の賛成により決定する。

6 幹事会は、必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第13条 本会に、次に掲げる事務を処理するため事務局を置く。

- (1) 総会、臨時総会及び幹事会の庶務
- (2) 学部同窓会と大学との連携事業の実施
- (3) 学部同窓会相互の交流、連携事業の実施
- (4) 本会の経理事務

2 前項に定める事務は、大学と連携・協力の下行うものとする。

3 事務局は、岐阜大学本部内に置く。

(経費)

第14条 本会の経費は、支援金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査報告)

第15条 会計監事は、決算の議決を行う総会に、その決算に係る会計年度の会計監査の報告を行うものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成21年6月1日から施行する。

2 この会則は、平成27年7月31日から施行する。

3 この会則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この会則の施行の際、現に在任中の役員の任期は、改正後の会則第9条第2項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

4 この会則は、令和2年4月1日から施行する。